

入札説明書

206年6月19日付けで公告した「杜の家くりもと大規模修繕工事」に係る一般競争入札については、入札公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 建築主

社会福祉法人福祉楽団 理事長 飯田 大輔

(2) 工事名

杜の家くりもと大規模修繕工事

(3) 工事を施工する場所

千葉県香取市岩部 869 番 60

(4) 工事期限

契約締結日から 2027 年 3 月 31 日まで

(5) 工事の概要

ア 用途 特別養護老人ホーム (50 床)、ショーステイ (6 床)。通所介護

イ 敷地面積 3,342.62 m²

ウ 規模及び構造 鉄筋コンクリート造 地上 2 階建
建築面積 1,662.03 m² 延床面積 2,765.38 m²

エ 工事内容 厨房改修工事、1 階浴室改修工事、階段室屋根改修工事

(6) 予定価格

落札決定後公表とする。

(7) 入札方式

一般競争入札

(9) 問い合わせ先

〒261-7112

千葉県千葉市美浜区中瀬 2-6-1 WBG マリブイースト 12 階

社会福祉法人福祉楽団 コーポレート統括部 竹内

電話番号 043-307-2828

電子メールアドレス takeuchi@gakudan.org

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき厚生手続開始の申立てがなされている者、または民事再生法 (平成 11 年法律 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準とした経営事項審査の再審査を受けた後、都道府県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (3) 建築一式工事について建設業法に定める一般建設業又は特定建設業の許可を受けている者。
- (4) 東京都、千葉県埼玉県に本店又は建設業法に基づく許可を受けた営業所がある者。
- (5) 各都道府県の建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、公告の日から入札の日までの間、受けていないこと。
- (6) 次の届出の義務を履行していない者 (当該届出の義務がない者を除く。) でないこと。

- ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
 - ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
- (7) 発注者または監理者の理事及び役員と資本若しくは人事面において関連のある企業及びその企業と親子関係にある企業でないこと。

3 入札参加資格の確認等

本工事の入札参加を希望する者は、一般競争入札参加申込書及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 資格確認資料の提出期間等

- ア 期 間 2026 年 6 月 19 日（金）から 2026 年 6 月 25 日（木）まで（土日、祝日を除く。）
- イ 時 間 9 時 00 分から 17 時 00 分まで
- ウ 提 出 先 上記 1 (9) に持参又は郵送（必着）
- エ 提出部数 1 部

(2) 入札参加資格の確認結果通知

2026 年 6 月 30 日（火）に入札参加資格確認結果通知書を PDF データでメールにより送信する。

(3) その他

- ア 資格確認資料の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- イ 提出された資格確認資料は、申請者に返却しない。
なお、公表し、また無断で使用することはしない。

4 契約条項等を示す場所

本工事に係る契約書案、設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）の配付等は、次のとおり行う。

(1) 設計図書等の配付

入札参加資格が有ると認められた者に、入札参加資格確認結果通知書と併せて、2026 年 6 月 30 日（火）にメールにより配付する。

(2) 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問がある場合は、社会福祉法人福祉楽団理事長宛に提出すること。

- ア 提出期間 2026 年 7 月 7 日（火）の 12 時まで（必着）
- イ 提 出 先 上記 1 (9)
- ウ 提出方法 電子メールによること。なお、書面には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

質問に対する回答は、2026 年 7 月 8 日（水）の 17 時までに、すべての入札参加資格を有する者にメールにて行う。

5 入札保証金 免除

6 入札書の金額

落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契

約希望金額の110分の100に相当する金額とすること。

7 工事費内訳書の提出

- (1) 本工事の入札の結果落札した者は、入札金額の内訳を記載した工事費内訳書を提出しなければならない。
- (2) 工事費内訳書は、次の各号に定める事項を備えていること。
 - ア 入札参加者名、工事名及び工事場所。
 - イ 工事費の内訳となる各項目（細目別内訳まで）に対応した数量、単位、単価及び金額。

8 入札及び開札

入札及び開札は、次のとおり行う。

(1) 入札の執行

資格確認の結果として資格を有すると認められた者が一人の場合においても入札を執行することとし、また、入札執行の結果として有効な入札者が一人の場合においても落札決定を行うこととする。第1回目の入札が予定価格の制限の範囲内でない場合は、再度入札を行う。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時 2026年7月15日（水） 10時00分
- イ 場所 〒287-0102 千葉県香取市岩部869番60
社会福祉法人福祉楽団 杜の家くりもと内会議室

(3) 入札書の提出方法

入札参加者は、上記(2)の日時及び場所において入札書を提出するものとする。

(4) 最低制限価格

有（非公表）

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札約款等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格を確認された者であっても、確認後、指名停止措置を受け入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。

(6) その他

- ア 入札参加者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- イ 入札書、誓約書及び委任状には、工事名及び工事場所を入札参加資格確認結果通知書の記載に従い記入すること。
- ウ 入札者が、代理人である場合においても、誓約書及び入札書には代表印を押印すること。
- エ 誓約書及び代理人が入札を行う場合の委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では修正できない。
- オ 入札を希望しない場合は、参加しないことができるので、入札辞退届を持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）により提出すること。

9 落札者の決定方法

入札を行った者のうち、予定価格の範囲内であって、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

10 契約締結時期

福祉医療機構借入内定通知後速やかに行う。

12 契約の保証

落札者は、契約の締結と同時に、「契約の保証について」に基づく保証を付さなければならない。

(添付資料)

- ・契約の保証について

契約の保証について

落札者等は、工事請負契約書（案）の提出時に、請負代金額の10分の1以上の額の契約保証がなされていることが証明される次の(1)から(3)までのいずれかの書類を提出しなければならない。

(1) 金融機関等（金銭保証人）の「保証書」

[注] ア 金銭保証人となれる者は次のとおりである。

(ア) 出資の受入れ預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、若しくはその他の貯金の受入れを行う組合

(イ) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社

イ 保証の債務の内容は、工事請負契約に基づく契約解除による違約金の支払いを目的としたものであること。

ウ 保証の相手方は「社会福祉法人福祉楽団」であること。

エ 保証額は請負代金額の10分の1以上であること。

オ 保証期間が工期全体を含むものであること。

カ 工事請負契約が変更（請負代金額、工期）されるときは、契約保証の内容（保証金額、保証期間）の変更を行う。

キ 保証債務の履行請求の有効期間が、保証期間経過後6ヶ月以上確保されていること。

ク 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除され、金融機関等から保証金が支払われたときは、保証金は社会福祉法人福祉楽団が取得し、違約金に充当される。

(2) 債務の履行を保証する「公共工事履行保証証券（履行ボンド）」

[注] ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が、工事請負契約に関して請負者の債務の履行を保証するものである。

イ 公共工事履行保証証券の債権者（保証金受取人）が社会福祉法人福祉楽団であること。

ウ 保証金額は、請負代金額の10分の1以上であること。

エ 保証期間は、工期全体を含むものであること。

オ 工事請負契約が変更（請負代金額、工期）されるときは、契約保証の内容（保証金額、保証期間）の変更を行う。

カ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除され、保険会社から保険金が支払われたときは保険金は社会福祉法人福祉楽団が取得し、違約金に充当される。

(3) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する「履行保証保険証券」

[注] ア 履行保証証券とは、保険会社が債務不履行により生じた損害をてん補し、保険金を支払うことを目的とする保険契約である。

イ 履行保証保険は、「定額てん補方式」であること。

ウ 履行保証の被保険者（保険金受取人）が社会福祉法人福祉楽団であること。

エ 保証金額は、請負代金額の10分の1以上であること。

オ 保証期間は、工期全体を含むものであること。

カ 工事請負契約が変更（請負代金額、工期の変更）されるときは、契約保証の内容（保証金額、保証期間）の変更を行う。

キ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除され、保険会社から保険金が支払われたときは保険金は社会福祉法人福祉楽団が取得し、違約金に充当される。